

自立支援プログラムと生活保護受給者等就労自立支援事業（ひとり親就職サポート事業）

福祉事務所等（市町村）では、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援を行うとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、アフターケアを実施、⑥就労支援についてはハローワークに支援要請。

ハローワークでは、就職支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業（ひとり親就職サポート事業）を実施。

